

戸籍謄本・抄本等請求書（郵便用）

令和 年 月 日

○請求者

ふりがな 氏名		TEL	※屋間連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。
住所	*住民登録している住所への送付になります。ご注意ください。		
生年月日		必要な方 との続柄	本人・配偶者・子・父母・祖父母・孫 そのほか（ ）

○必要な戸籍

（手数料については、市区町村によって異なりますので香南市以外に請求される場合は、お確かめください。）

本籍地			
筆頭者 (戸籍のはじめに書かれている人)			
1	戸籍謄本（戸籍全部事項証明）	通	450円
2	戸籍抄本（戸籍個人事項証明）必要な方（ ）	通	450円
3	除籍・原戸籍 *抄本の場合は必要な方（ ）	通	750円
4	身分証明書 必要な方（ ）	通	300円
5	戸籍の全部附票 *一部の場合は必要な方（ ） <input type="checkbox"/> 本籍、筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙人の登録情報	通	300円
6		通	

○請求理由（例 相続のため、戸籍届出のため）

※年金事務所、市区町村へ提出される方はこの裏面を確認してください。

（ ）

○必要事項と提出先（例 死亡した〇〇の出生から死亡までの戸籍、〇〇と長女〇〇の続柄が確認できる戸籍）

死亡した（ ）の（ ）から（ ）までの戸籍 通

提出先：

（ ）と（ ）の続柄がわかる戸籍 通

提出先：

戸籍附票で（ ）から（ ）までの住所の記載があるもの

そのほか

* 2週間以内に戸籍の届出をした場合はご記入ください

月 日に 市区町村に提出（出生・死亡・婚姻・離婚・そのほか）

《問い合わせ先》〒781-5292 高知県香南市野市町西野2706

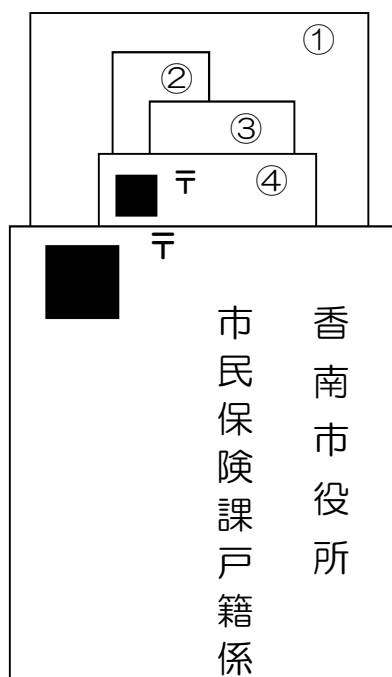
香南市役所 市民保険課 戸籍担当 TEL (0887) 57-8506



郵送による戸籍の請求方法



次の①、②、③、④をそろえてご請求ください。



① 請求書

戸籍謄本・抄本等請求書の様式をご利用ください。

② 手数料

郵便局発行の「定額小為替」をご利用ください。切手や現金ではお受けできません。

③ 本人確認の書類（写し）

免許証、保険証、マイナンバーカード（表のみ）などの写しをお願いします。（パスポート不可）

④ 返信用封筒

あなたの住民登録している住所、氏名を書いて切手を貼ってください。何通も請求される場合は、返信用封筒に貼らずに切手を余分に入れてください。

※年金事務所、市区町村等へ提出される方

戸籍の請求者が年金や児童扶養手当等の請求者となっている場合に、請求の添付資料として戸籍を取得するときは、**その請求者、提出先、がわかる書類（コピー可）**の添付があれば、手数料が免除となります。添付がない場合は有料とさせていただきます。

〈お願い〉

- 郵送請求の場合地域によって異なりますが、配達日数と市役所での処理日数で約1週間程度かかりますので、余裕をもって請求してください。特にお急ぎの場合は速達郵便での請求と返送をお願いいたします。
- 代理人が請求する場合は、請求する書類や請求者との関係によっては、委任状が必要となります。直系の方または相続人からの請求の場合、香南市の戸籍で続柄の確認ができない場合（香南市に本籍を一度もおかれていない方）は続柄の分かる戸籍のコピーをお願いします。
- 偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、過料に処されます。
- ご不明な点がございましたら、住所地又は請求先である本籍地の市区町村役場においてお問い合わせください。（相続等でどのような戸籍が必要か不明な場合は、提出先に確認をしていただいてから問い合わせして頂きますようお願いいたします。）
- 戸籍が改製（電算化されたことにより）されており、現在の戸籍では必要事項が記載されていない場合は、改製前の戸籍（改製原戸籍）を請求して頂くようになります。

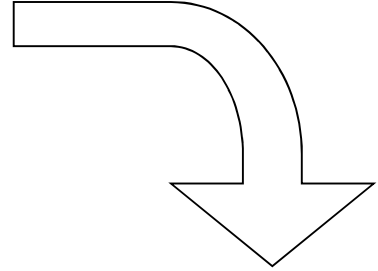
《問い合わせ先》〒781-5292 高知県香南市野市町西野2706

○ 香南市役所 市民保険課 戸籍担当 TEL (0887) 57-8506

戸籍について・・・

婚姻事項 除籍	出生事項	婚姻事項	出生事項	○○編製	香 南 市 × ×
子	妻	夫			
香	花	太			高 知 太 郎
南	子	郎			

以前の戸籍（平成改製原戸籍）は左記のように縦書き（B4）で書かれていましたが、香南市では平成16年11月27日（赤岡、香我美、夜須、吉川）平成17年1月15日（野市）に電算化しました。現在は下記のような横書き（A4）の戸籍になっています。



右記のように横書きに改製された戸籍には、改製前に除籍になっていた方は記載されません。（上記図では、子「香南」が該当）相続などで子どもが何人いたのかわかる戸籍が必要な場合は、改製原戸籍を請求していただくようになります。

☆平成改製以前にも法の改正に伴い戸籍がつくられています。

昭和32年以前は、夫・妻・父・母・子の嫁・孫・兄・妹というように「家」という単位で記載されていました。

現在の戸籍は「夫・妻・子」の核家族単位しか記載されず、子が婚姻した場合はその子夫婦で新しく戸籍がつくられます。

☆相続戸籍について

死亡された方の出生から死亡までの戸籍が必要になる場合が多いと思います。60歳以上の方の多数は、戸籍が2～3部は存在しています。（法改製による戸籍があるため）出生からというのは、出生事項が記載されているという意味ではなく、出生当時の戸籍から必要ということです。（出生当時の戸籍かどうかは死亡された方の生年月日と、その戸籍の編製年月日を比べる必要があります。）一度戸籍を取得していただき戸籍担当の者から説明してもらった方がよろしいかと思います。

郵送の場合はあらかじめ本籍地の戸籍係に、『出生から死亡までの戸籍』が何部あるのか確認をしたうえで請求されることをおすすめいたします。

	香南市××
	高知 太郎
	○○編製
	【名】太郎
出生 婚姻	
	【名】花子
出生 婚姻	
	以下余白